

居宅介護支援運営規程

(趣意)

第1条 この規程は、株式会社 蘭企画(以下「事業者」という。)が運営する、いずみケアセンター居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、居宅における要介護者(以下「利用者」という。)の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他便宜の提供及び利用者が医療機関、介護保険施設への退所、入所を要する場合にあっては、医療機関、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 事業所は、要介護者等の身心の特性を踏まえたうえで、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い、利用者の選択に基づく、適切な保険・医療・福祉サービスが総合的且つ効率的に提供出来るよう配慮した居宅サービス計画を作成することにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うとともに、各サービスの利用割合及び同一事業者の提供割合の説明を行います。指定居宅サービス事業者の選定理由を求められた場合には、理解が得られるよう説明を行います。又、関係市町村、地域包括支援センター、医療機関やその他の事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 事業所は、障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合においても、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を図ります。
- 4 事業所は、利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用の視点から、訪問介護（生活援助中心型）の利用回数が統計的にかけ離れている場合、居宅サービス計画を市町村に届出を行い、適正化に努めます。
- 5 事業所は、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付対象以外のサービスを居宅サービス計画に位置づけ、感染症や災害が発生した場合でも利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるよう努めます。

(事業者概要及び職員体制)

第4条 事業者及び事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

1 事業者

法人名 株式会社 蘭 企 画
代表者 代表取締役 庄司 正文
所在地 〒990-0811 山形県山形市長町一丁目9番59-17号
電話/FAX 023-681-3423 / 023-681-3424

2 事業所

名 称 いずみケアセンター居宅介護支援事業所
所在地 〒990-0811 山形県山形市長町一丁目9番59-17号

電話番号 023-682-0915

FAX 023-682-0911

指定番号 0670101724

職員体制 管理者主任介護支援専門員1名(兼務) 事業所を代表するとともに職員の管理、人材育成及び業務管理を一元的に行う。

介護支援専門員 専従1名以上 居宅サービス計画作成等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日は除く)

営業時間 午前8:30～午後5:30

定休日 土・日・祝日・12月31日～1月3日

ただし、休日であっても事前に連絡があった場合は相談に応じます。

(居宅介護支援の開始及び終了)

第6条 居宅介護支援の開始は、事業者と利用者との契約によるものとする。

- 2 事業者は、正当な理由なく、契約締結を拒んではならない。
- 3 居宅介護支援の終了は、解約及び解除によるものとする。

(居宅介護支援の内容説明及び同意)

第7条 事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者より居宅サービスの相談を受ける場所は、事業所の相談室及び利用者宅とする。
- 2 利用者より依頼された居宅サービスの内容分析表は、介舟ファミリーを用いる。
- 3 利用者より依頼された内容について、利用者の自宅にて、サービス事業者担当者と会議を行う。
- 4 介護支援専門員は、利用者への居宅訪問を最低でも月1回行う。

(居宅サービス計画実施状況の把握と変更について)

第9条 事業者は、事業所の介護支援専門員に、利用者及びその家族の希望並びに利用者について解決すべき課題を把握させて、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成するものとし、当該サービス計画を変更する場合においても同様とする。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第10条 事業者は、要介護認定等にかかる申請代行及び市町村からの委託による要介護度認定に必要な訪問調査並びに援助を行なう。

(居宅介護支援の利用料金その他の費用の額)

第11条 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

・利用料金

厚生労働大臣が定める額とします。

・その他

交通費について・・・事業所の通常の事業実施地域以外の居宅を訪問し、居宅介護支援を提供した場合の交通費は、実費を徴収します。尚、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から居宅までの距離を測定し、1Kmにつき20円を徴収します。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、山形市・天童市・上市市・東根市・村山市・寒河江市・西村山郡・東村山郡とする。

(苦情及び相談)

第13条 事業者は、事業所が提供した居宅介護支援又は事業所が居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する利用者からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、専用の窓口の設置等の体制を整備する。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じる。

(記録の整備)

第15条 事業者は、事業所の職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者の支援の提供に関する諸記録は、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業者は、職員の資質の向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。又、退職した後も同様とする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施、委員会の開催の体制を整備する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営について必要な事項は、管理者が事業者の承認を受けて別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月20日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、事業者の所在地変更により、平成21年4月16日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成23年8月16日から施行する。

この規程は、事業所の所在地変更により、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成24年2月16日から施行する。

この規程は、法人名変更により、平成24年12月5日から施行する。

この規程は、介護保険制度改正に伴う内容の一部変更により、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、事業所の所在地変更により、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、内容の一部変更により、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、平成29年10月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、平成29年12月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和3年1月12日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和3年9月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和4年9月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、内容の一部変更により、令和6年4月1日から施行する。